

質問事項
<p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者について】</p> <p>弊社は住宅型有料老人ホームを運営しており、開設当初は、当該施設の入居者で対象サービスの利用を希望される方からスタートし、職員体制含めオペレーションの安定を図った後に一般居宅へのサービス展開を行う方針だが問題ないか？</p>
回答
<p>地域密着型サービス事業者公募要領8整備条件④定期巡回・随時対応型訪問介護看護5.に、「サービス付き高齢者向け住宅および住宅型有料老人ホームと併設を計画している場合、本住宅の居住者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者の半数を超えないように努めてください。」と示しています。</p> <p>宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第10条(提供拒否の禁止)では、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。」と定めています。また、同条例第39条(地域との連携等)4項「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。」と定めています。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用者申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合です。これに限らず、特定の住宅型有料老人ホームの入居者のみにサービスを提供し、一般居宅へのサービスを拒否することは、地域包括ケア推進の観点からも適切とは言えません。</p>

質問事項
<p>【職員の兼務について】</p> <p>現在、訪問介護事業および介護予防・日常生活支援総合を運営しているが、定期巡回を開設した際、一体的な運営を行うため、介護職員を当該事業所の職員と兼務させることは可能か？また、兼務が可能な場合、それぞれの事業所の労働時間は按分して届出する必要はあるか？(按分するとした場合、訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の配置人数に影響するための質問となります。)</p>
回答
<p>利用者の処遇に支障がない限り、訪問介護事業所の職員は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができ、兼務は2職種までとされています。また、管理上支障がないと認められる場合に限り、管理者とオペレーターで1職種として取り扱うことが可能です。勤務時間の按分が必要な場合がありますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種により諸条件が異なります。</p>

質問事項
<p>【設備基準について】</p> <p>事務所に係る設備基準(令和 5 年度(2023 年度)宝塚市地域密着型サービス事業者公募要領 15~16 頁)以外に必要な物品(机・書庫等)はあるか？</p>
<p>回答</p> <p>令和 5 年度(2023 年度)宝塚市地域密着型サービス事業者公募要領に記載した設備基準以外に指定上必要な物品はありません。その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を実施するために必要な設備・備品は適宜ご準備ください。</p>

質問事項
<p>【管理者の資格要件について】</p> <p>管理者の資格要件で「福祉サービスの経営に携わった経験者で、厚生労働大臣が定める研修修了者」とあるが、訪問介護事業所の管理者やそれを補佐する副管理者(介護福祉士資格あり)等はその要件を満たすか？</p>
<p>回答</p> <p>公募要領の記載に一部誤りがあり、公募要領を修正しております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の管理者資格は特にありません。よってご質問の内容の方は要件を満たしています。</p>

質問事項
<p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターについて】</p> <p>オペレーターは24時間配置することが義務付けられているが、連携型で同一敷地内に訪問看護事業所を設けた場合、その看護師がオペレーターを担うことは可能か？</p>
<p>回答</p> <p>利用者の処遇に支障がない限り、連携型の訪問看護事業所所属の看護師を定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターとして充てることは差し支えありません。</p>

質問事項
<p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者の自費サービス利用について】</p> <p>定期巡回対象のサービスに含まれる内容であっても、ケアプランに設定されたサービス提供回数以上の要求があった場合等、自費サービス(インフォーマルサービス)をご利用いただくことは可能か？(併設する有料老人ホームの自費サービスをご利用いただくか、定期巡回事業所として、自費サービスを設定し、提供することの可否確認)例)アセスメント及びサービス担当者会議では週3回の入浴が適当と判断したが、利用者もしくはご家族から4回以上の入浴希望が強かった場合、自費サービスを設定して対応することは可能か？</p>
<p>回答</p> <p>居宅介護サービス計画は随時必要性に応じて見直しを行うことを前提とし、適切なケアマネジメント・プロセスの結果、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは可能です。ただし何回以上は保険外サービスとする等の一律の取り扱いは、利用者本人の状態に合わせた介護サービスの提供を目的とする介護保険法の性質上適切ではありません。</p>

質問事項
<p>【地元説明について】</p> <p>公募要件にある「6 地元説明」について、弊社が運営する訪問介護事業所および有料老人ホームに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合も、同様に説明の必要があるか？また説明が必要な場合、感染症対策の観点から、自治会長や民生委員、地域包括センター、地域の医療関係者等、規模を縮小して説明を行う形でも良いか？</p>
回答
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合、地元説明の実施および様式2「整備に伴う近隣の住民の意向」の提出は不要です。</p>

質問事項
<p>【介護・医療連携推進会議について】</p> <p>介護・医療連携推進会議について、感染症発生時に蔓延防止の観点から招集が難しい場合等は書面開催とすることは可能か？</p>
回答
<p>可能です。</p>

質問事項
<p>【様式の記入内容について】</p> <p>地域密着型サービス事業者公募関係資料様式集様式 1-1 の各階床面積にはどのような内容を記入すればいいか。(電話での口頭質問)</p>
回答
<p>各行に階数(階)と床面積(m²)を記入してください。</p>

宝塚市役所 介護保険課
 TEL:0797-77-2136(直通)
 FAX:0797-71-1355